小諸市国民保護計画 資料編

令和 5 年 7 月 小 諸 市

り 次

第	§ 1	関係	系機関等の連絡先	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	- 1	市及びその出先機関 (一部佐久広域分を含む)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	- 2	消防	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	1	- 3	県関係及びその出先機関	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		(1)	県関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
		(2)	警察関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	1	- 4	指定地方行政機関及び出先機関	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	1	- 5	自衛隊	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	1	- 6	指定公共機関・指定地方公共機関及びその出先機関	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	1	- 7	公共的団体等(協力団体を含む。)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	1	- 8	近隣市町村	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ο
	1	- 9	民間社会福祉施設、幼稚園等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	1	- 1 C	和 報道機関	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
第	5 2	市の	D社会的特徴(本編補足)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	2	- 1	人口	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
		(1)	地区別人口及び世帯数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
		(2)	人口及び世帯数の推移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
		(3)	年齢3区分別人口	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	2	- 2	緊急輸送路線図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	Ο
	2	- 3	鉄道路線図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第	3	避難	t	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
	3	- 1	避難施設 兼 緊急一時避難施設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
第	§ 4	救报	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	4	- 1	医療救護関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4

	4 -	- 2	火葬場	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	2 :)
第	5	緊急	急対処事態及び武力攻撃災害への備えと対処	•	•	•	•		•	•	•		2 (3
	5 -	- 1	生活関連等施設の定義	•	•	•	•		•	•	•		2 (3
	5 -	- 2	市対策本部組織表及び各部局等の業務	•	•	•	•		• •	•	•		2 9	9
	5 -	- 3	小諸市保有車両一覧	•	•	•	•		•	•	•		3 4	4
	5 -	- 4	物資輸送拠点及びヘリポート等	•	•	•	•		• •	•	•		3 8	5
		(1)	物資輸送拠点及び災害対策用へリポート	•	•	•	•		• •	•	•		3 ;	5
		(2)	消防防災へリコプター場外離着陸場	•	•	•	•		• •	•	•		3 ;	5
	5 -	- 5	関係機関等との災害協定一覧	•	•	•	•		•	•	•		3 (3
第	6	条例	列・要綱等	•	•	•	•		•	•	•		3 9	9
	6 -	- 1	小諸市国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例	•	•	•	•		•	•	•		3 9	9
	6 -	- 2	小諸市国民保護協議会条例	•	•	•	•		• •	•	•		4	1
	6 -	- 3	小諸市国民保護協議会委員	•	•	•	•		• •	•	•		4 :	2
第	7	省令	膏・告示等	•	•	•	•		• •	•	•		4	4
			武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の		V. I.		- 1V		, , ,		[-[-]	記 <i>o</i>	阳~	~
	7 -	- 1	成乃及革事思寺における女古情報の収集及び報点の	方:		並	Ů,	·(C	女	台'	育新	- X ∨ .	/	\preceq
	7 -	- 1	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令										4 4	
		- 1 - 2		•	•	•	•			•	•		4 4	4
			及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	•	・す	・ る	• 法	· · ·	 に	,	・ るす	• • 数据	4 4	4 呈
	7 -	- 2	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に	· 漢 ·	・ す	・ る ・	· 法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に.	よ	・ るす	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 4 その利	4 呈 7
	7 -	- 2 - 3	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 度及び方法の基準	· 関 ·	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· る··	· 法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	に	よ	・ るす ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 を その利 4 '	4 呈 7
	7 -	- 2 - 3	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 度及び方法の基準 火災・災害等即報要領	· 関 ·	・ す・・ に	・ る ・ ・ つ	・ 法 ・ ・ い	· · · 律 · · · · · · · · · · ·	に の	・ よ・・ 基	・ る ・ ・ 本 自	・・・ 数援 ・・・ ・・・	4 を その利 4 '	4 星 7 7
	7 - 7 - 7 -	- 2 - 3	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 度及び方法の基準 火災・災害等即報要領 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事	. 項 .	· す · · に ·	· る · · つ ·	・ 法 ・ ・ ・	· · · 律 · · · · · · · · · · ·	にのの	· よ · 基	・ ・ ・ 本 ・	・・・ 数援 ・・・ ・・・	4 d g の利 4 d g s 考 z 考 z き	4 星 7 7
	7 - 7 - 7 -	- 2 - 3 - 4	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 度及び方法の基準 火災・災害等即報要領 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事 方について	. 項 .	・す・・に・る	· る · · つ · ガ	・ 法・・ い・ イ		に・・・の・・ラ	・よ・・基・イン	・ る ・ ・ 本 ・	・・ 数援 ・・・ 的な	4 d g の利 4 d g s 考 z 考 z き	4 程 7 7 え 4
第	7 - 7 - 7 -	- 2 - 3 - 4	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 度及び方法の基準 火災・災害等即報要領 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事 方について 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関	・関・・項・す・	・す・・に・る・	・る・・つ・が・	・法・・い・イ・	・・・ で・・ド・・		・よ・・基・化・	・ る · · · 本 · · · · ·	・・・	44 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4	4 2 7 7 2 4
第	7 - 7 - 7 -	- 2 - 3 - 4 - 5	及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に 度及び方法の基準 火災・災害等即報要領 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事 方について 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関	・関・・項・す・・	・す・・に・る・・	. る つ . ガ	・法・・い・イ・・	律・・・て・ド・・		・よ・・基・イ・・	・お・・・本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・ 数援 ・・・・ たった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	4 程 7 7 え 4 6 8

第1 関係機関等の連絡先

1-1 市及びその出先機関(一部佐久広域分を含む)

名称	所 在 地	電話番号	所管課
小諸市役所	小諸市相生町三丁目3 -3	0267-22-1700	総務課
小諸市人権センター	小諸市御幸町一丁目 10 -11	0267-23-5521	人権政策課
小諸消防署	小諸市与良町六丁目 5 -6	0267-24-0119	佐久広域連合
高峰聖地公園	小諸市己高峰2-5	0267-22-1700	生活環境課
浅麓環境施設組合	小諸市甲 1845	0267-22-7710	浅麓組合
子どもセンター	小諸市与良町六丁目 5 -2	0267-23-5567	子ども育成課
ひまわり園	小諸市大字諸 628-4	0267-23-3687	厚生課
小諸市福祉企業センター	小諸市加増一丁目2- 18	0267-22-1586	厚生課
多機能型福祉施設 小諸みかげ	小諸市大字御影新田 2238-1	0267-26-1301	厚生課
小諸市東保育園	小諸市大字八満 70	0267-22-2553	子ども育成課
小諸市南保育園	小諸市大字御影新田 1265-1	0267-22-2090	子ども育成課
小諸市美里保育園	小諸市大字市 662-10	0267-22-1687	子ども育成課
小諸市千曲保育園	小諸市大字山浦 3190- 1	0267-22-0504	子ども育成課
小諸市西保育園	小諸市大字滋野甲 907 -1	0267-22-4059	子ども育成課
南城森の保育園	小諸市甲 1991	0267-22-2400	子ども育成課
クリーンヒルこもろ	小諸市菱平 367-1	0267-26-0022	生活環境課

	<u> </u>		
小諸市浄化管理センター	小諸市大字大久保 135	0267-22-3234	下水道課
小諸市野岸の丘総合福祉センター	小諸市与良町六丁目 5 -1	0267-25-7337	厚生課
ワークポート野岸の丘	小諸市与良町六丁目 5 -3	0267-24-1244	健康づくり課
小諸市市民活動・ボランテ ィアサポートセンター	小諸市相生町二丁目 2 -22	0267-26-0315	市民課
小諸市懐古園事務所	小諸市丁 311	0267-22-0296	商工観光課
小諸市動物園	小諸市丁 311	0267-22-0296	商工観光課
小諸市児童遊園地	小諸市丁 311	0267-22-0296	商工観光課
火山館	御代田町国有林 167	0267-22-1700	商工観光課
小諸市民ガーデン	小諸市相生町一丁目 1 -9	0267-24-2525	商工観光課
小諸市弓道場	小諸市丁 313ーロ	0267-22-2001	スポーツ課
小諸市さわやかふれあい館	小諸市丁 319	0267-22-2134	商工観光課
小諸市立坂の上小学校	小諸市紺屋町三丁目2 -1	0267-22-0224	学校教育課
小諸市立野岸小学校	小諸市与良町二丁目 6 -1	0267-22-0463	学校教育課
小諸市立東小学校	小諸市大字柏木 526	0267-22-0659	学校教育課
小諸市立水明小学校	小諸市大字諸 101-1	0267-22-0772	学校教育課
小諸市立千曲小学校	小諸市大字山浦 2955	0267-22-0770	学校教育課
小諸市立美南ガ丘小学校	小諸市大字御影新田 1985	0267-22-2000	学校教育課

小諸市立小諸東中学校	小諸市加増三丁目 5 - 1	0267-22-0595	学校教育課
小諸市立芦原中学校	小諸市新町二丁目6- 1	0267-22-0071	学校教育課
市立小諸図書館	小諸市相生町三丁目3 -3	0267-22-1019	文化財・生涯 学習課
小諸市市民交流センター	小諸市相生町三丁目3 -3	0267-25-1890	財政課
小諸市複合型中心拠点誘導 施設	小諸市相生町二丁目 2 -22	0267-22-1700	財政課
小諸市文化会館	小諸市甲 1275- 2	0267-23-3499	文化財・生涯 学習課
小諸市公民館	小諸市甲 1275- 2	0267-23-8880	文化財・生涯 学習課
こもろ女性の家	小諸市甲 1275- 2	0267-23-8880	文化財・生涯 学習課
小諸市乙女湖体育館	小諸市甲 1273	0267-23-8880	文化財・生涯 学習課
小諸市立藤村記念館	小諸市丁 315- 1	0267-22-1130	文化財・生涯 学習課
小諸市立小山敬三美術館	小諸市丁 221-3	0267-22-3428	文化財・生涯 学習課
小諸市立小諸義塾記念館	小諸市古城二丁目1- 8	0267-24-0985	文化財・生涯 学習課
小諸市立天領の里・御影用 水史料館	小諸市大字御影新田 894-24	0267-25-1210	文化財・生涯 学習課
市立小諸高原美術館 · 白鳥 映雪館	小諸市大字菱平 2805- 1	0267-26-2070	文化財・生涯 学習課
市立小諸高濱虚子記念館	小諸市与良町二丁目3 -24	0267-26-3010	文化財・生涯 学習課
小諸市総合体育館	小諸市乙 1189-1	0267-23-3800	スポーツ課
小諸市武道館	小諸市乙 1189-1	0267-23-3800	スポーツ課

小諸市総合運動場	小諸市己高峰2-173	0267-22-1700	スポーツ課
小諸市営球場	小諸市御幸町一丁目 18	0267-22-6347	スポーツ課
和田体育館	小諸市和田 556-1	0267-23-9156	スポーツ課
小諸市南城公園	小諸市甲 1984	0267-23-7287	都市計画課
小諸市四ツ谷集会所	小諸市大字柏木 313- 5	0267-22-2958	人権政策課
小諸市荒堀集会所	小諸市加増一丁目 11- 3	0267-23-2903	人権政策課
小諸市平原集会所	小諸市大字平原 739- 1	0267-26-6015	人権政策課
小諸市一ツ谷集会所	小諸市大字御影新田 1420-2	0267-22-1700	人権政策課
小諸市与良集会所	小諸市甲 1533-7	0267-22-1700	人権政策課
小諸市三岡集会所	小諸市大字市 772-3	0267-23-7425	人権政策課
小諸市上坂集会所	小諸市大字加増 715- 1	0267-23-7418	人権政策課
小諸市加増集会所	小諸市大字加増 823- 15	0267-22-1700	人権政策課
小諸市やすらぎ会館	小諸市古城一丁目4- 26	0267-24-1333	財政課
小諸市北国街道ほんまち町 屋館	小諸市本町二丁目2- 9	0267-25-2770	商工観光課
小諸市北国街道荒町館	小諸市荒町一丁目6-7	0267-22-1700	商工観光課
小諸市北国街道与良館	小諸市与良町二丁目3 -3	0267-23-8040	商工観光課
あぐりの湯こもろ	小諸市大字大久保 1145 -1	0267-24-4126	農林課

小諸市農産物加工施設	小諸市大字御影新田 2107-1	0267-25-1706	農林課
小諸市西小諸活性化施設み はらし交流館	小諸市大字滋野甲 4162 -189	0267-22-1700	農林課
美南ガ丘児童館	小諸市大字御影新田 1995-25	0267-23-5667	子ども育成課
東児童館	小諸市大字柏木 524- 21	0267-22-1717	子ども育成課
水明児童館	小諸市大字諸 124-1	0267-25-0041	子ども育成課
野岸クラブ	小諸市八幡町二丁目2 -4	0267-23-5611	子ども育成課
坂の上クラブ	小諸市紺屋町三丁目2 -1	0267-22-0281	子ども育成課
ちくまキッズクラブ	小諸市大字山浦 2951- 1	0267-25-0014	子ども育成課
小諸市高齢者福祉センター こもれび	小諸市相生町二丁目 2 -22	0267-22-5550	高齢福祉課

1-2 消 防

名称	所 在 地	電話番号	備考
佐久広域連合消防本部	佐久市中込 2947	0267-64-0119	
小諸消防署	小諸市与良町六丁目 5 -6	0267-24-0119	

1-3 県関係及びその出先機関

__(1) 県関係

名称	所 在 地	電話番号	備考
県危機管理防災課	長野市大字南長野字幅 下 692-2	026-235-7184	
佐久地域振興局	佐久市跡部 65-1	0267-63-3111	
佐久建設事務所	佐久市臼田 2015	0267-82-3101	
東信教育事務所	小諸市与良町六丁目 5 -5	0267-31-0250	
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部 65-1	0267-63-3111	
長野県農業大学校(研修部)	小諸市大字山浦 4857- 1	0267-22-0214	
長野県小諸高等学校	小諸市東雲四丁目1- 1	0267-22-0216	
長野県小諸商業高等学校	小諸市田町三丁目1- 1	0267-22-0103	
長野県小諸養護学校	小諸市大字市 824-3	0267-22-6300	

(2) 警察関係

名称	所 在 地	電話番号	備考
小諸警察署	小諸市八幡町三丁目3 -9	0267-22-0110	
小諸駅前交番	小諸市相生町一丁目 1 -8	0267-22-4836	
美南交番	小諸市御影新田 1441- 3	0267-25-3730	

1-4 指定地方行政機関及び出先機関

名称	所 在 地	電話番号	備考
東信森林管理署	佐久市臼田 1822	0267-82-2039	
東信森林管理署東部森林事務所	東御市県 303-3	0268-62-0372	
関東農政局長野地域センタ 一佐久支所	佐久市瀬戸 1201-2	0267-62-6271	
長野国道事務所上田出張所	上田市踏入二丁目 16- 33	0268-22-2737	
小諸労働基準監督署	小諸市三和一丁目 6 - 22	0267-22-1760	
佐久公共職業安定所小諸出 張所	小諸市御幸町二丁目3 -18	0267-23-8609	
長野地方気象台	長野市箱清水 1 - 8 - 18	026-232-2738	
長野都市ガス㈱東信支店	佐久市岩村田 1718-3	0267-68-5252	
国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所浅間 山出張所	御代田町御代田 2440- 12	0267-32-0190	

1-5 自衛隊

名称	所 在 地	電話番号	備考
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	松本市高宮西1-1	0263-26-2766	

1-6 指定公共機関・指定地方公共機関及びその出先機関

名称	所 在 地	電話番号	備考
中部電力パワーグリッド(株) 佐久営業所	佐久市大字跡部 167-1	0267-63-6828	
東京電力リニューアルパワ 一㈱千曲川事業所	小諸市田町二丁目3- 2	0267-22-2250	
しなの鉄道㈱小諸駅	小諸市相生町一丁目1 -1	0267-22-0141	
JRバス関東㈱小諸支店	小諸市与良町三丁目1 -3	0267-22-0588	
千曲バス㈱小諸営業所	小諸市大字加増 581-1	0267-22-2100	
日本郵便㈱小諸郵便局	小諸市紺屋町二丁目 9 - 1	0267-22-0070	
東日本電信電話㈱長野支店	長野市大字南長野新田 町 1137-5	026-225-4389	
東日本高速道路㈱関東支社 佐久管理事務所	佐久市岩村田 116	0267-68-8874	

1-7 公共的団体等(協力団体を含む。)

名称	所 在 地	電話番号	備考
佐久浅間農業協同組合小諸 支所	小諸市相生町二丁目3 -5	0267-22-9406	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所三岡店	小諸市大字耳取 930-1	0267 - 22 - 1340	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所北大井店	小諸市大字柏木 546-8	0267-22-0955	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所大里店	小諸市大字諸 132-5	0267-22-1170	
佐久浅間農業協同組合 小諸支所南大井店	小諸市大字御影新田 801	0267-22-1247	
小諸商工会議所	小諸市相生町三丁目3 -12	0267-22-3355	
小諸市消防団	小諸市与良町六丁目 5 -6	0267-24-0119	小諸消防署
小諸北佐久医師会	小諸市相生町三丁目3 -1	0267-22-0160	
北佐久歯科医師会	小諸市与良町四丁目- 3-27	0267-25-3708	
小諸北佐久薬剤師会	小諸市田町二丁目3- 14	_	
小諸市社会福祉協議会	小諸市与良町六丁目 5 -1	0267-25-7337	
小諸市日赤奉仕団	小諸市与良町六丁目 5 -1	0267-25-7337	小諸市社会福 祉協議会
小諸市衛生自治会	小諸市相生町三丁目3 -3	0267-22-1700	生活環境課
小諸交通安全協会	小諸市八幡町三丁目3 -9	0267-23-5525	小諸警察署
小諸市防犯協会	小諸市八幡町三丁目3 -9	0267-22-0110	小諸警察署
小諸市暴力追放推進協議会	小諸市相生町三丁目3 -3	0267-22-1700	危機管理課

こもろ観光局	小諸市大手一丁目 6 - 16	C手一丁目 6 - 0267-22-1234	
遭対協小諸支部	小諸市相生町三丁目3 -3	0267-22-1700	商工観光課
佐久森林組合	小諸市大字平原 969-1	0267-22-8501	
JA全農長野東信事業所	小諸市大字諸 417 0267-24-11		
小諸市土地改良連合会	小諸市加増三丁目6- 22	0267-22-7100	
浅麓工業企業組合	小諸市甲 1843-3	0267-22-1322	
小諸北佐久シルバー人材セ ンター	小諸市六供二丁目2- 5	0267-24-0333	
㈱水みらい小諸	小諸市大字諸 132-5	0267-24-0054	

1-8 近隣市町村

名称	所 在 地	電話番号	備考
佐久市	佐久市中込 3056	0267-62-2111	〒385-8501
軽井沢町	軽井沢町大字長倉 2381 -1	0267-45-8111	〒389-0192
御代田町	御代田町大字馬瀬口 1794-6	0267-32-3111	〒389-0292
立科町	立科町大字芦田 2532	0267-56-2311	〒384-2305
東御市	東御市県 281-2	0268-62-1111	〒389−0592
群馬県嬬恋村	群馬県吾妻郡嬬恋村大 前 110	0279-96-0511	〒377-1692

1-9 民間社会福祉施設、幼稚園等

名称	所 在 地	電話番号	備考
さくら保育園	小諸市六供一丁目7- 1	0267-23-1601	
ポッポの家保育園	小諸市与良町三丁目3 -5	0267-23-3819	
小諸学舎	小諸市大字塩野1-88	0267-22-5545	
特別養護老人ホーム愛灯園	小諸市己 143- 1	0267-22-8177	
小規模特別養護老人ホーム あさがお	小諸市東雲五丁目7- 1	0267-25-6511	
ケアホームのぞみ	小諸市和田 966-151	0267-25-1161	
ショートステイ佐久だいら	小諸市市 338-3	0267-24-7654	
宅幼老所あんだんて	小諸市相生町三丁目1 -7	0267-22-4079	
グループホームせせらぎ	小諸市加増 851-19	0267-26-5355	
ワールドステイ グラン・ 池の前	小諸市御影新田 2190- 3	0267-31-4165	
寄り合い処ふらっとこもろ	小諸市御幸町一丁目 10 - 6	0267-26-0233	
暁の星幼稚園	小諸市田町二丁目3- 33	0267-22-0693	
小諸野岸幼稚園	小諸市与良町二丁目 9 -13	0267-22-2406	
小諸幼稚園	小諸市三和一丁目 5 一 16	0267-22-0355	
しらかば幼稚園	小諸市甲 1812-2	0267-22-2327	
みすず幼稚園	小諸市東雲三丁目 15- 4	0267-22-1138	

小諸看護専門学校	小諸市相生町三丁目3 -1	0267-22-0160	
やまびこ園	小諸市大字柏木 1328	0267-23-9515	
介護老人保健施設メデイト ピア小諸	小諸市大字諸 351	0267-23-6133	
介護老人保健施設しののめ の里	小諸市東雲五丁目8- 1	0267-25-7591	
菊の園	小諸市大字滝原 257-6	0267-24-5111	
のぞみの家	小諸市和田 840-5	0267-25-0760	
グループホーム栁橋	小諸市諸 407	0267-26-6613	
グループホームやまびこの 家	小諸市柏木 1326-1	0267-26-2727	
ことぶきの家 御影	小諸市御影新田 2257— 1	0267 - 26 - 0347	
ことぶきの家 東小諸	小諸市加増 297-17	0267-22-5113	
ことぶきの家 美里	小諸市市 1018-38	0267 - 26 - 0347	
ことぶきの家 小諸	小諸市御影新田 2090- 1	0267 - 26 - 0345	
デイサービス桜花	小諸市八満 68-1	0267-26-0807	
ケアホームわだ	小諸市和田 215- 2	0267-25-0757	
ケアホームささやき	小諸市東雲六丁目2- 3	0267-25-0767	
あすか小諸	小諸市相生町一丁目3 -3	0267-22-6370	
ケアライフ小諸	小諸市御幸町一丁目 10- 8	0267 - 26 - 0255	

ひまわり小諸	小諸市八満 2136-3	0267-31-3610	
しののめ作業所	小諸市甲 4127-19	0267-22-9395	
おむすび作業所	小諸市大字菱平 187	0267-22-3844	
やまびこ小諸荘	小諸市本町三丁目 21- 5	0267-25-6055	
トーセン本社	小諸市和田 976-12	0267-25-2378	
卯の花作業所	小諸市加増 742-4	0267-25-2644	
あじさいの家	小諸市御影新田 2460- 60	0267-22-1765	
ケアホーム七草	小諸市菱平 1284-2	0267-23-6015	
はこべの家	小諸市東雲三丁目 12- 7	0267-24-8211	
ケアホームやまびこ乙女	小諸市乙女 1510-2	0267-23-9515	
あゆみ生活舎	小諸市東雲六丁目 6 - 12	0267-22-6864	
坂の上生活舎	小諸市三和二丁目3- 17	0267-23-5178	
塩野生活舎	小諸市大字塩野1-100	0267-22-5514	
ケアホームおむすび	小諸市大字菱平 1284-7	0267-23-6015	
ケアホーム芦原	小諸市両神 14-10	0267-25-1740	
老人保健施設こまくさ	小諸市南町二丁目2- 27	0267-25-1770	
宅幼老所いずみ	小諸市大字諸 245-2	0267-25-6860	

天池作業所	小諸市甲 4599-2	0267-25-8865	
デイサービスセンターやま びこ	小諸市大字柏木 1328	0267-26-2727	
ケアハウスやまびこ	小諸市乙女 1510-2	0267-23-9515	
デイサービスセンターのぞ み	小諸市東雲 6-2-3	0267-25-0766	
あったかほーむ桜花	小諸市大字八満 68-9	0267-26-0223	
宅幼老所野いちご	小諸市大字御影新田 2238-6	0267-25-1815	
さんえいコモンズ小諸	小諸市大字市 337-1	0267-31-6560	
デイサービスセンターあさま	小諸市大字耳取 948-1	0267-26-2288	
特別養護老人ホーム小諸愛の郷	小諸市甲 1693-6	0267-46-8081	
ここわ小諸	小諸市田町二丁目8- 15	0267-46-8471	
宅幼老所サポートすみれ	小諸市大字加増 982-2	0267-25-2535	
サービス付高齢者専用住宅 栁橋	小諸市大字諸 352-4	0267-41-0741	
みんなの家タブノキ	小諸市大字市 97	0267-31-5605	
ことぶきの家 南館	小諸市大字御影新田 2090-1	0267-22-8811	
寿園介護ステーションデイ サービス	小諸市大字御影新田 2090-1	0267-22-7711	
タウンコートのぞみ	小諸市大字御影新田 2569-1	0267-24-3311	
特養のぞみの郷	小諸市大字和田 966-151	0267-25-1160	

小規模多機能型居宅介護事 業所のぞみ	小諸市大字和田 966-151	0267-25-1161	
-----------------------	-----------------	--------------	--

1-10 報道機関

名称	所 在 地	電話番号	備考
信越放送上田放送局	上田市中央1-6-27	0268-24-2141	
信濃毎日新聞社小諸支局	小諸市東雲一丁目1- 11	22-0480	
読売新聞社上田通信部	上田市上田 2026-5- 102号	0268-22-0057	
毎日新聞社佐久通信部	佐久市安原 996- 5	0267-68-2175	
朝日新聞社佐久支局	佐久市中込 2962-17	0267-62-1171	
中日新聞社長野支局	長野市中御所岡田 64-5	026-223-1456	
産経新聞社長野支局	長野市北石堂町 1182- 3階	026-223-1212	

第2 市の社会的特徴(本編補足)

2-1 人口

(1) 地区別人口及び世帯数

(国勢調査) (各年10月1日現在)					1日現在)	
地区名	年 次	世帯数	人	П ()	()	1世帯当たり人口
70 E2 71	一	臣田致	総数	男	女	(人)
	平成 12 年	16, 234	46, 158	22, 946	23, 212	2. 84
	17年	16, 251	45, 499	22, 331	23, 168	2.80
€/\\ \\	22 年	16, 343	43, 997	21, 463	22, 534	2. 69
総数	27 年	16, 662	42, 512	20, 623	21, 889	2. 55
	令和2年	16, 831	40, 991	19, 972	21,019	2. 44
	前回対比	101.0%	96. 4%	96.8%	96.0%	95. 7%
	平成 12 年	6, 948	18, 463	9, 056	9, 407	2. 66
	17年	6,810	18, 039	8,688	9, 351	2.65
н н	22 年	6, 646	16, 973	8, 103	8,870	2. 55
中央	27 年	6, 592	16, 026	7,670	8, 356	2. 43
	令和2年	6, 565	15, 079	7, 230	7,849	2. 30
	前回対比	99.6%	94. 1%	94.3%	93.9%	94. 7%
	平成 12 年	2, 791	8, 224	4, 193	4, 031	2. 95
	17年	2, 782	8, 200	4, 085	4, 115	2. 95
-110-11-11-	22 年	2,888	8, 012	4,014	3, 998	2. 77
北大井	27 年	2, 987	7, 868	3, 862	4,006	2.63
	令和2年	3, 080	7, 755	3, 859	3, 896	2. 52
	前回対比	103.1%	98.6%	99.9%	97.3%	95.8%
	平成 12 年	1,045	3, 384	1,643	1,741	3. 24
	17年	1, 096	3, 341	1,630	1,711	3.05
+ H	22 年	1,079	3, 135	1, 516	1,619	2. 91
大 里	27 年	1,025	2, 898	1, 400	1, 498	2.83
	令和2年	1, 049	2, 815	1, 371	1, 444	2. 68
	前回対比	102.3%	97. 1%	97. 9%	96.4%	94. 7%
	平成 12 年	729	2, 416	1, 174	1, 242	3. 31
	17年	748	2, 345	1, 139	1, 206	3. 14
Ш	22 年	745	2, 122	1,038	1,084	2.85
川辺	27 年	784	2, 022	985	1,037	2. 58
	令和2年	777	1, 899	934	965	2. 44
	前回対比	99. 1%	93. 9%	94.8%	93. 1%	94.6%
→ 173	平成 12 年	1, 335	4, 107	2, 047	2,060	3.08
	17年	1, 295	3, 873	1,921	1,952	2.99
	22 年	1, 354	3, 875	1,916	1,959	2.86
三岡	27 年	1, 375	3, 715	1,849	1,866	2.70
	令和2年	1, 408	3, 539	1,760	1,779	2. 51
	前回対比	102.4%	95. 3%	95. 2%	95.3%	93.0%

	平成 12 年	2, 624	7, 285	3, 687	3, 578	2.77
	17 年	2, 764	7, 415	3, 736	3, 679	2.68
** + ++	22 年	2,879	7, 720	3, 793	3, 927	2.68
南大井	27 年	3, 120	7, 957	3, 819	4, 138	2. 55
	令和2年	3, 155	7, 915	3, 793	4, 122	2.51
	前回対比	101.1%	99. 5%	99.3%	99.6%	98.4%
	平成 12 年	762	2, 299	1, 146	1, 153	3.02
	17 年	756	2, 286	1, 132	1, 154	3.02
亚 小 赵	22 年	752	2, 160	1,083	1,077	2.87
西小諸	27 年	779	2, 026	1,038	988	2.6
	令和2年	797	1, 989	1,025	964	2. 5
	前回対比	102.3%	98. 2%	98.7%	97.6%	96. 2%

(2) 人口及び世帯数の推移

(住民基本台帳)

(各年10月1日現在)

(住民基本官	1927				(谷年 10 月 1	口 5元1工/
年次	世帯数	人	П ()	()	人口密度 (人)(1 k㎡当	1世帯当たり 平均人口
1 50	L 117 39X	総数	男	女	たり人口)	(人)
32 年	7, 678	37, 374	17, 849	19, 525	386. 9	4. 87
33 年	7, 769	37, 149	17, 776	19, 373	384. 6	4. 78
34 年	8, 283	39, 111	18, 729	20, 382	404.9	4. 73
35 年	8, 545	39, 283	18, 774	20, 509	406.7	4. 50
36 年	8, 607	39, 106	18, 628	20, 478	404.8	4. 54
37 年	8, 761	38, 933	18, 537	20, 396	403.0	4.44
38 年	8, 823	39, 097	18, 640	20, 457	404.7	4. 43
39 年	8, 875	38, 824	18, 539	20, 285	401.9	4. 37
昭和 40 年	9, 197	38, 830	18, 587	20, 243	402.0	4. 22
41 年	9, 167	38, 550	18, 493	20, 057	399. 1	4. 21
42 年	9, 320	38, 582	18, 439	20, 143	399. 4	4. 13
43 年	9, 418	38, 539	18, 302	20, 237	399. 0	4. 09
44 年	9, 713	38, 732	18, 418	20, 314	401.0	3. 99
45 年	9, 940	39, 020	18, 510	20, 510	403. 9	3. 93
46 年	10, 326	38, 980	18, 572	20, 408	403.5	3. 77
47 年	10, 550	39, 053	18, 671	20, 382	404. 4	3. 70
48 年	10, 717	39, 180	18, 720	20, 460	416.8	3.66
49 年	10, 932	39, 497	18, 978	20, 519	420. 1	3. 61
50 年	11, 397	39, 667	19, 167	20, 500	421.9	3. 48
51 年	11, 487	40, 049	19, 415	20, 634	426.0	3. 49
52 年	11, 688	41,009	19, 967	21, 042	436. 2	3. 51
53 年	11, 884	41, 556	20, 244	21, 312	442.0	3. 50
54 年	12, 093	42, 066	20, 530	21, 536	447. 4	3. 48
55 年	12, 326	42, 415	20, 736	21, 679	451. 1	3. 44
56 年	12, 439	42, 589	20, 867	21, 722	453. 0	3. 42

57 年	12, 645	42, 936	21, 088	21, 848	456. 7	3. 40
58 年	12, 838	43, 214	21, 200	22, 014	459.7	3. 37
59 年	13, 043	43, 524	21, 388	22, 136	463.0	3. 34
60 年	13, 208	43, 674	21, 489	22, 185	464.6	3. 31
61 年	13, 443	43, 944	21, 649	22, 295	467. 4	3. 27
62 年	13, 569	44, 019	21, 692	22, 327	468. 2	3. 24
63 年	13, 837	44, 197	21, 787	22, 410	470. 1	3. 19
平成元年	13, 954	44, 246	21, 799	22, 447	448.0	3. 17
2年	14, 184	44, 397	21, 829	22, 568	449.5	3. 13
3年	14, 366	44, 467	21, 862	22, 605	450. 2	3. 10
4年	14, 586	44, 641	21, 985	22, 656	452.0	3.06
5年	14, 824	44, 732	22, 020	22, 712	453.0	3. 02
6年	15, 093	44, 945	22, 168	22, 777	455.5	2. 98
7年	15, 258	44, 998	22, 197	22, 801	456.0	2. 95
8年	15, 598	45, 236	22, 342	22, 894	458. 5	2. 90
9年	15, 738	45, 143	22, 318	22, 825	457. 5	2. 87
10年	15, 985	45, 216	22, 379	22, 837	458. 2	2. 83
11 年	16, 246	45, 385	22, 499	22, 886	460.0	2. 79
12 年	16, 477	45, 315	22, 522	22, 793	459. 3	2. 75
13 年	16, 526	45, 078	22, 384	22, 694	456. 9	2. 73
14 年	16, 683	45, 007	22, 349	22, 658	456. 2	2. 70
15 年	16, 896	44, 918	22, 281	22, 637	455. 3	2. 66
16 年	17, 073	44, 816	22, 238	22, 578	454. 2	2. 62
17 年	17, 156	44, 593	22, 044	22, 549	451.9	2. 59
18 年	17, 370	44, 523	21, 950	22, 573	451.3	2. 56
19 年	17, 460	44, 306	21, 843	22, 501	449. 1	2. 54
20 年	17, 636	44, 268	21, 834	22, 434	448.7	2. 51
21 年	17, 629	43, 948	21, 646	22, 302	445. 4	2. 49
22 年	17, 722	43, 755	21, 531	22, 224	443. 5	2. 47
23 年	17, 850	43, 602	21, 451	22, 151	441. 9	2. 44
24 年	18, 106	44, 046	21, 516	22, 530	446. 4	2. 43
25 年	18, 128	43, 717	21, 348	22, 369	443. 1	2. 41
26 年	18, 289	43, 559	21, 274	22, 285	441.5	2. 38
27 年	18, 476	43, 350	21, 199	22, 151	439. 9	2. 35
28 年	18, 613	43, 121	21, 068	22, 053	437. 6	2. 32
29 年	18, 615	42, 714	20, 896	21, 818	433. 4	2. 29
30 年	18, 800	42, 594	20, 873	21, 721	432. 2	2. 27
令和元年	18, 881	42, 364	20, 776	21, 588	429. 9	2. 24
2年	18, 910	41, 954	20, 570	21, 384	425. 7	2. 22
3年	19, 006	41, 839	20, 509	21, 330	424. 5	2. 20
4年	19, 080	41, 649	20, 425	21, 224	422.6	2. 18

(注) 平成24年7月の住民基法台帳法改正により、平成24年より外国人住民を含む。

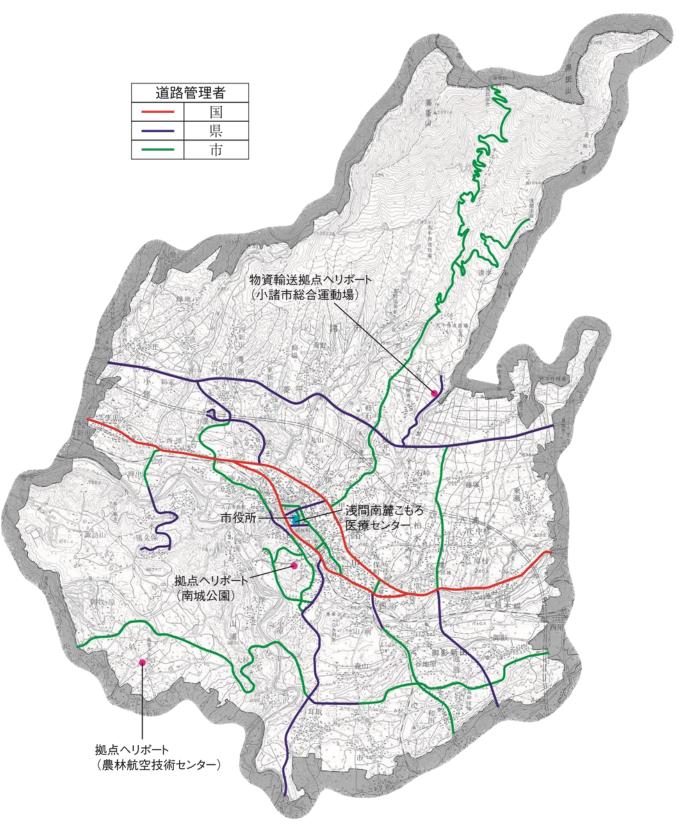
(3) 年齢3区分別人口

(国勢調査) (各年 10 月 1 日現在 単位:人)

	<u> </u>	平成 12 年	F	7	平成 17 年	Ē.	7	平成 22 年	F	7	平成 27 ^左	F		令和2年	i
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	46, 158	22, 946	23, 212	45, 499	22, 331	23, 168	43, 997	21, 463	22, 534	42, 512	20, 623	21, 889	40, 991	19, 972	21, 019
0~14 歳 (年少人口)	7,060	3, 644	3, 416	6, 453	3, 317	3, 136	5, 857	3, 025	2, 832	5, 371	2,717	2, 654	4, 731	2, 418	2, 313
15~64 歳 (生産年齢人口)	29, 297	15, 150	14, 147	28, 159	14, 345	13, 814	26, 617	13, 502	13, 115	24, 099	12, 171	11, 928	22, 257	11, 321	10, 936
65 歳以上 (老年人口)	9, 623	4, 023	5, 600	10, 368	4, 327	6, 041	11, 506	4, 919	6, 587	12, 857	5, 635	7, 222	13, 773	6, 077	7, 696
老年化指数(注)	136. 3	110. 4	163. 9	160. 7	130. 4	192. 6	196. 4	162. 6	232. 6	239. 4	207. 4	272. 1	291.1	251. 3	332. 7

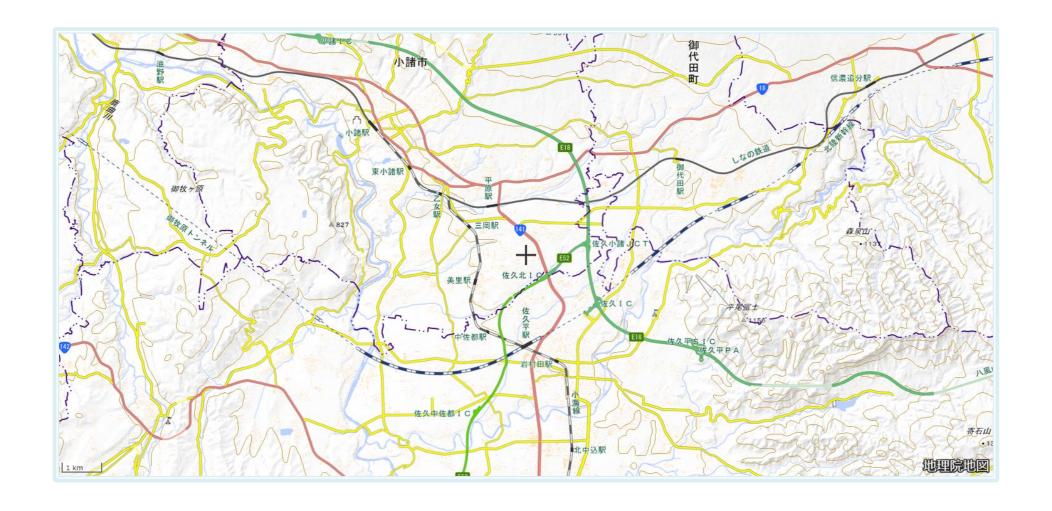
(注)老年化指数=(65歳以上人口÷15歳未満の人口)×100、年齢3区分の合計は、年齢不詳者があるため総数と一致しない場合がある。

2-2 緊急輸送路線図



この地図は、「小諸市周辺地形図」(国土地理院発行の5万分の1地形図を複製し、 測量法第29条に基づく複製承認『平6関複、第369号』)を基に作成したものである。

2-3 鉄道路線図



第3 避難

3-1 避難施設 兼 緊急一時避難施設

避難施設 名 称	所 在 地	緊急一時 避難施設※1
ひまわり園	小諸市大字諸 628-4	
小諸市立水明小学校	小諸市大字諸 101-1	0
小諸市西保育園	小諸市大字滋野甲 907-1	
小諸市立千曲小学校	小諸市大字山浦 2955	0
小諸市千曲保育園	小諸市大字山浦 3190- 1	
小諸市美里保育園	小諸市大字市 662-10	
小諸市和田体育館	小諸市和田 556-1	0
小諸市立美南ガ丘小学校	小諸市大字御影新田 1985	0
小諸市南保育園	小諸市大字御影新田 1265-1	
小諸市平原集会所	小諸市大字平原 739-1	0
小諸市立芦原中学校	小諸市新町二丁目6-1	0
小諸市立坂の上小学校	小諸市紺屋町三丁目2-1	0
小諸市社会福祉会館	小諸市六供二丁目2-5	0
小諸市総合体育館	小諸市乙 1189-1	0
野岸の丘総合福祉センター	小諸市与良町六丁目5-1	0

小諸市立野岸小学校	小諸市与良町二丁目6-1	0
小諸市人権センター	小諸市御幸町一丁目 10-11	0
小諸市立小諸東中学校	小諸市加増三丁目5-1	0
小諸市文化センター	小諸市甲 1275- 2	0
小諸市立東小学校	小諸市大字柏木 526	0
小諸市東保育園	小諸市大字八満 70	
大手門公園	小諸市大手1-5	
長野県農業大学校	小諸市大字山浦 4857-1	0
長野県小諸商業高等学校	小諸市田町三丁目1-1	0
長野県小諸高等学校	小諸市東雲四丁目1-1	0
小諸市市民交流センター	小諸市相生町三丁目3-3	0
クリーンヒルこもろ	小諸市菱平 367-1	0
小諸市北国街道荒町館	小諸市荒町一丁目6-7	
小諸市北国街道ほんまち町 屋館	小諸市本町二丁目2-9	
小諸市西小諸活性化施設み はらし交流館	小諸市大字滋野甲 4162-189	

^{※1} 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造 (RC 造) 及び鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造) である施設及び地下施設。

第4 救援

4-1 医療救護関係

医療機関名	診療科目	所在地	病床数	電話番号
医療法人山月会 小諸病院	内・胃・呼・皮・ 泌・外・循	荒町2丁目1-1	78	22-0250
田村医院	内・小	市町1丁目2-29		22-0048
長野県厚生農業協同 組合連合会 浅間南麓こもろ医療 センター	内・神内・循・小・ 外・整外・脳・皮・ 泌・肛・産婦・服・ 耳・リハビリ・ 麻・歯・呼・消外・ 小外・精・リウマチ ほか	相生町3丁目3-21	246	22-1070
小諸高原病院	精・内・小	甲 4598	340	22-0870
関医院	眼・内	大手2丁目4-7		22-2205
耳鼻咽喉科気管食道 科 由井医院	耳・気	田町2丁目3-12		22-0327
佐々木医院	耳	南町1丁目3-7		22-0503
市川医院	内・呼内	市町5丁目3-8		25-1200
清秀会 甘利医院	内・小・循内・リウマ チ・リハビリ	与良町3丁目4-17		22-0729
医療法人武重医院	内・小・循内	本町2丁目2-13		22-0171
須江医院	内・小・皮	赤坂1丁目6-13		22-2060
鈴木医院	外・内・胃	六供2丁目6-7		26-1212
矢島医院	内·糖尿病内·内分泌 内	乙女6-11		22-8148

佐藤外科医院	外・内・胃・皮・ペイ ンクリニック	鶴巻1丁目1-14		22-0334
臼田医院	内・外・整外・リハビ リ	御影新田 2131-11		22-0483
浅間南麓こもろ医療 センター附属 美里 診療所	内	耳取 1003-1		22-0901
栁橋脳神経外科	脳・外・整外・リハビ リ	諸 350	19	22-6131
高橋内科医院	内・消内	古城2丁目2-26		23-8110
ひかり医院	内・小	御幸町1丁目10-20		22-8878
桜井クリニック	内・肛・胃・外	滋野甲 560- 1		26-1188
東小諸クリニック	内・放・眼	御影新田 2743-1		25-8104
小諸南城クリニック	内・呼・消・アレルギー	小原甲 1639- 1		26-5222
小岩井整形外科	整外・リウマチ・リハ ビリ	御影新田 1585-4		26-6788
鳥山クリニック	内・脳・外・リハビリ	八満 187-1		26-0308
花岡レディースクリ ニック	産・婦	市町5丁目4-16	19	23-4103
清秀会 甘利医院わ だ	内・小・循内・感内	和田 814— 7		26-5500

4-2 火葬場

火葬場名称	所在地	電話番号
佐久平斎場	佐久市長土呂 875-1	0267-88-8321

第5 緊急対処事態及び武力攻撃災害への備えと対処

5-1 生活関連等施設の定義

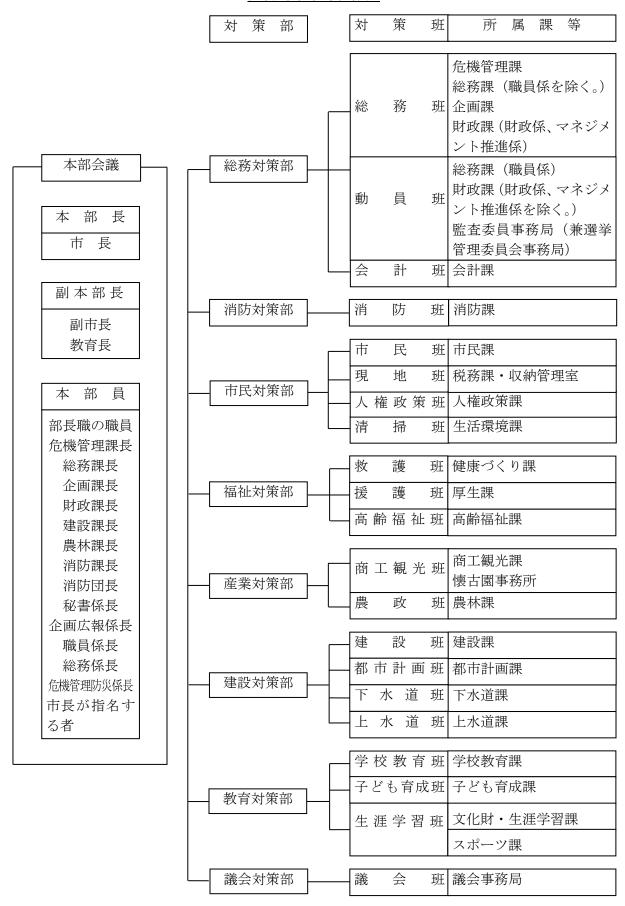
施設の種類	対象	所管省庁
発電所、変電所	電気事業法第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所(最大出力5万kw以上のものに限る。)又は変電所(使用電圧10万V以上のものに限る。)	経済産業省
ガス工作物	ガス事業法第2条第13項のガス工作物(同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。)	経済産業省
取水・貯水・浄水 施設、配水池	水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水 道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄 水のための施設又は配水池であって、これらの事業 のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給 する能力有するもの	厚生労働省
鉄道施設、軌道施 設	・鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設又は軌道法に よる軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅 客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、 当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10 万人以上であるもの	国土交通省
電気通信事業用交換設備	電気通信事業法第2条第5号の電気通信事業者(同法第9条の登録を受けた者に限る。)がその事業の用に供する交換設備(同法第33条第1項の利用者の電気通信設備と接続される交換設備で当該電送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。)	総務省
放送用無線設備	・日本放送協会又は放送法第2条第3号の3の一般 放送事業者(同条第3号の4の受託放送事業者及び 同条第3号の5の委託放送事業者を除く。)が同条第 1号の2の国内放送を行う放送局(同条第3号の放 送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。) であって、同法第2条の2第2項第3号に規定する 放送系において他の放送局から放送(同法第2条第 1号の放送をいう。)をされる同法第2条第4号の放 送番組を受信し、同時にこれをこのまま再送信する 放送を主として行うもの以外のものの無線設備	総務省
水域施設、係留施 設	港湾法第52条第1項第1号の国土交通省令で定める 水域施設又は係留施設	国土交通省

滑走路、旅客ター ミナル施設、航空 保安施設	・空港整備法第2条第1項の空港の同法第6条第1 項の滑走路等及び当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港における航空機の離陸又は着 陸の安全を確保するために必要な航空法第2条第4 項の航空保安施設	国土交通省
ダム	河川管理施設等構造令第2章の規定の適用を受ける ダム	国土交通省
以下、危険物質等の耳	文扱所(国民保護法第 103 条第 1 項の危険物質等の取扱所))
危険物の取扱所	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定 数量以上のものに限る。)の取扱所	総務省消防庁
毒物劇物取扱施設	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	厚生労働省
火薬類の製造所、火 薬庫	火薬類取締法第2条第1項の火薬類の取扱所	経済産業省
高圧ガス製造、貯蔵 設備	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(同法第3条第1項 各号に掲げるものを除く。)の取扱所	経済産業省
核燃料物資使用施設等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するもの	文部科学省経済産業省
核原料物質使用施設等	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	文部科学省 経済産業省
放射性同位元素の許 可届出使用事業者等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限。)の取扱所	文部科学省
薬局、一般販売業の 店舗等	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同 法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限 る。)の取扱所	厚生労働省 農林水産省

LNGタンク等取扱 所	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)の取扱所	経済産業省
生物剤・毒素等を取扱う施設	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び 貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する 法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に 規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱 うものに限る。)の取扱所	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
毒性物質取扱所	化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。)又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)の取扱所	経済産業省

5-2 市対策本部組織表及び各部局等の業務(小諸市地域防災計画を準用する)

災害対策本部組織図



各部・班の事務分掌

〉	策班) - NTON 11 42						
海 策 依	長/公副班	主	な	事	務	分	掌	
(◎部長)	長)		<i>'</i> &	7	477),	→	
炒 3女 → 1 左左 立 □ 炒 3女 Ti	,	(字)(字)(字)	いま学工	ムナドナナ	/ 上 のが	日日三田車を	ファ目目したファ	- l.
総務対策部 総務班		《害対策本部の				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		- ⊂₀
		₹長会等関係			.,		· ·	14-1-
		皮害状況の県	及い関	徐	への取	くりまと	が及い新	対合に
◇企画		引すること。	→ > / ×	かけっ		<u> </u>		
		(害救助法の						
		衛隊の災害					-	
		ヽ リコプター	の連航	要請、	ヘリホ	ドートの)設置に関	する
		_ と。						
		浅間山の立入			-			
	,	高齢者等避難			関する	こと。		
	• \$	※急輸送に関	するこ	と。				
	· ·	5災無線の管理						-
	・方	庁舎内の保全	対策と	庁内通	信施設	め保全	き、運用に	関す
	2	5こと。						
	・名	予報道機関と	の連絡	調整及	び対応	に関す	⁻ ること。	
	• 7	ドランティア	の受入	.れ、酢	置に関	するこ	1と。	
動員班	Œ • ୬	後害経費の予	算処理	に関す	ること	0		
◆財政	女課長 ・ 哨	戦員の動員、	割振り	に関す	ること	0		
◇職員	・ 暗	戦員の勤務把	握及び	配置替	えに関	するこ	と。	
◇監査	室委員事務 ・ 派	派遣職員等の	受入れ	に関す	ること	0		
局長	ŧ . 4	公用車の管理	及び配	車に関	するこ	.と(車	重載無線機	後の公
(兼選	選挙管理委 月	月車を除く。)	0					
員会	楽事務局長) ・災	《害対策物品	の調達	に関す	ること	0		
会計班	E . W	(害経費の出	納に関	するこ	と。			
◆会請	十課長・ ・ 彰	養援金の受入	れ、保	管及ひ	配分に	関する	らこと。	
♦	十係長							
消防対策部 消防班	旺 ・ 少	、災、水防、気	5.象情報	報等のは	仅集及	び報告	に関する。	こと。
◎消防課長 ◆消防	5係長 ・ 佐	上久広域連合.	及び消	防署と	の連絡	調整に	関するこ	.と。
	・長	長野県広域消	防相互	支援協	定に基	づく応	が接要請に	関す
	7	5こと。						
	• } į	当防団との連	絡協定	に関す	ること	0		
	• •	、 リポートの	運営に	関する	こと。			
	• 被	皮災者の救助	及び救	急活動	に関す	ること	• 0	
	· 4	く災警報の発	令、伝	達に関	するこ	.と。		
	· 少	、災水害等の	警戒防	御に関	するこ	と。		
	· }}	当防施設の保	全、被	害状況	の調査	報告に	関するこ	.と。
	• 被	皮災地の警戒	に関す	ること	0			
	• 応	ぶ急資機材の	調達及	び確保	:に関す	ること	•	
市民対策部 市民班								
中氏对象即 甲氏功	E • 初	皮災者の安否	問い合	わせに	対する	対応に	関するこ	.と。

		・遺体の収容所の開設に関すること。
		・埋火葬に関すること。
		・避難所の開設・管理運営に関すること。
		・避難所の物資の輸送に関すること。
	人権政策班	・人権センター・集会所の被害状況調査、応急対策、利
	◆人権政策課長	用者の安全確保に関すること。
		・避難所の開設・管理運営に関すること。
		・避難所の物資の輸送に関すること。
	現地班	・被災者の避難所への誘導に関すること。
	◆税務課長	・被災地及び被災世帯の被害状況の収集、報告に関すること。
		・被災者のための総合窓口の設置及び運用に関すること。
		・被災地の警戒及び救護活動に関すること。
		・本部と被災者との連絡に関すること。
		・被災者に対する税の減免及び徴収猶予の措置に関する
		こと。
		・住民への広報活動に関すること(同報系防災無線、広
		報車、各区への放送依頼)。
		・避難所の開設・管理運営に関すること。
		・避難所の物資の輸送に関すること。
	清掃班	・清掃施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	◆生活環境課長	・災害廃棄物及び廃棄物処理に関すること。
		・し尿処理に関すること(仮設トイレの設置)。
		・防疫に関すること(消毒・検水調査)。
		・浅麓環境施設組合との連絡調整に関すること。
		・死亡獣畜処理に関すること。
		・交通規制処理に関すること。
		・避難所の開設・管理運営に関すること。
		・避難所の物資の輸送に関すること。
—————————————————————————————————————	救護班	・医療救護活動に関すること(救護所の開設、日赤救護
◎保健福祉部長	◆健康づくり課	班等への応援要請及び協力)。
◎ 水医囲 <u></u> 型	▼ 使	・三師会災害対策本部への派遣要請及び協力に関するこ
	◇健康支援係長	
		・医療品等の調達・確保に関すること。
		・助産に関すること。
		・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
		・感染症対策に関すること。
	援護班	・支援物資・義援物資の受入れ・仕分け・配分に関する
	◆厚生課長	こと(物資輸送拠点における管理)。
	◇保護社会係長	・避難所の開設・管理運営に関すること。
		・被災者への生活必需品の給付又は貸与に関すること。
		・避難者の援護及び避難者名簿の作成に関すること。
		・障がい者福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所
		者の安全確保に関すること。
		・在宅障がい者に対する援護措置に関すること。
<u> </u>	l	

	T	
		・災害見舞金に関すること。
		・災害義援資金の貸付に関すること。
		・福祉避難所に関すること。
		・日赤奉仕団、民生児童委員との連絡調整に関すること。
	高齢福祉班	・老人福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の
	◆高齢福祉課長	安全確保に関すること。
	11.451 151	・避難所の開設・管理運営に関すること。
		・避難者の援護及び避難者名簿の作成に関すること。
		・福祉避難所に関すること。
÷ ** + 1 ** + p	→ 50 N T/T	・在宅高齢者に対する援護措置に関すること。
産業対策部	商工観光班	・商工業関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。
◎産業振興部長	◆商工観光課長	・観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	◇懐古園事務所	・登山者の確認及び救援に関すること。
	長	・市営観光施設利用者の安全確保に関すること。
		・動物園の猛獣等の措置に関すること。
		・商工業関係の災害資金の融資あっせんに関すること。
		・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に
		関すること。
		・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関
		すること。
	農政班	・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策に関する
	◆農林課長	こと。
		 ・農林産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。
		・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関するこ
		E.
		・主要食料の調達及び確保に関すること。
		・営農資金、農林漁業資金等の融資あっせんに関すること。
		・交通の確保に関すること(障害物の除去、農道中心)。
7.th = 0. + 1 /r/r + p	7.th = 0. T.IT	・病虫害防除に関すること。
建設対策部	建設班	・避難情報等の発令のための巡視による調査に関するこ
◎建設水道部長	◆建設課長	٤.
		・公共土木施設、水防施設、公営住宅の被害状況調査及
		び応急対策に関すること。
		・建設業協会及び建設協議会との災害協定に基づく連絡
		調整に関すること。
		・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関するこ
		と。
		・緊急輸送路に関すること。
		・交通の確保に関すること(障害物の除去、市道中心)。
		・建物の応急危険度判定に関すること。
		・応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関するこ
		と。
		・被災住宅に関する融資あっせんに関すること。

	都市計画班	・都市施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	◆都市計画課長	・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関するこ
		と。
	下水道班	・下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
	◆下水道課長	・下水道施設応急復旧用資機材人員の調達及び確保に関
		すること。
		・下水道指定工事人組合との連絡調整に関すること。
	上水道班	・水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	◆上水道課長	・飲料水の確保及び供給に関すること。
	▼上八旦床及	・小諸市水道施設等の指定管理者との連携に関するこ
		と。
		こ。 ・給水資機材、水道施設応急復旧用資機材人員の調達及
		び確保に関すること。
		・市水道工事協会との災害協定に基づく連絡調整に関す
		ること。
教育対策部	学校教育班	・学校教育関係施設の被害状況調査及び応急対策に関す
○教育次長	◆学校教育課長	ること。
	V 1 1040 11 16 10	・児童生徒等の安全確保と被災状況の把握に関するこ
		と。
		・災害時の応急教育の実施に関すること。
		・学用品等の調達及び確保に関すること。
		・学校教育施設が避難所となった場合の避難所の管理運
		営に関すること。
	子ども育成班	・保育所の被害状況調査及び応急対策に関すること。
	◆子ども育成課	・保育園児の安全確保に関すること。
	長	
	生涯学習班	・社会教育施設、文化財、社会体育施設の被害状況調査
	◆文化財・生涯	及び応急対策に関すること。
	学習課長	・施設利用者の安全確保に関すること。
	◇スポーツ課長	・社会教育施設、社会体育施設が避難所となった場合の
		避難所の管理運営に関すること。
議会対策部	議会班	・議員との連絡調整に関すること。
◎議会事務局長	◆議会事務局次	・市議会に関すること。
	長	

5-3 小諸市保有車両一覧

車種課等		普 通 乗 用	普 貨 物 自 動 車	小 乗 用 車		軽貨物自動車	軽乗用自動 車	特 (種) 自動車	原動機付 自 転 車	計
財政課	1	4		11(1)	1(1)	15 (8)	3(1)			35
企画課		1								1
議会		1								1
税務課						3				3
商工観光課		2								2
農林課				1	1	3				5
生活環境課					1					1
厚生課				1						1
保育園						3				3
健康づくり課					1	1				2
高齢福祉課							6			6
人権センター							1			1
建設課				2		3		1		6
建設詰所					3			1		4
都市計画課					1					1
下水道課				1	2	1				4
学校教育課						8				8
教育支援センター							1			1
文化センター					1	1				2
高原美術館						1				1
スポーツ課						1			1	2
上水道課		1		1	2			1		5
懐古園事務所					1	2				3
計	1	9	0	17(1)	14(1)	42 (8)	11(1)	3	1	98

^() はスピーカー搭載車

[※]リースも含む。

5-4 物資輸送拠点及びヘリポート等

(1) 物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート

区分	ヘリポート等	所 在 地	施設管理者	施設規模			広さ
四刀	の名称	// 1±. 1E	又は占有者	大型	中型	小型	(長さ×幅)
物資輸送拠点	小諸市総合運動場	己 2 −173	小諸市長	0			150×80
拠点へリポ ート	農林航空技術センター	山浦 4857-1	センター長			0	90×90
	南城公園野球場	甲 1856	小諸市長			0	90×90
ヘリポート	東小学校	柏木 526	学校長			0	100×80
	坂の上小学校	紺屋町三丁目2-1	11			0	120×75
	野岸小学校	与良町二丁目6-1	11			0	110×65
	千曲小学校	山浦 2955	"			0	120×75
	美南ガ丘小学校	御影新田 1985	"		0		120×100
	水明小学校	諸 101-1	"			0	120×90
	小諸東中学校	加増三丁目5-1	"	0			130×160
	芦原中学校	新町二丁目6-1	"			0	90×60
	小諸高等学校	東雲四丁目1-1	"			0	100×80
	小諸商業高等学校	田町三丁目1-1	11			0	110×80
	アサマ 2000 パーク スキー場	高峰高原 1053	総支配人			0	70×60

(2) 消防防災ヘリコプター場外離着陸場

番号	場外離着陸場	場所	管理者名	連絡先	地面	標高	着陸帯
1	小諸市総合運動 場	小諸市己2-173	小諸市長	22-1700	転 圧	1,000	SE/ NW
2	農林センター	小諸市大字山浦 4857 -1	航空技術 センター長	23-0162	アスファルト	826	N/S

5-5 関係機関等との災害協定一覧

小諸市災害協定等一覧

		小祖中久吉励,	足 守 見		
番号	協定名	締結先	締結日	分類	担当課
1	長野県消防相互応援 協定書	県内に消防本部を置 く市町村	1996 (H8) 2. 14	自治体	消防課
2	長野県市町村災害時 相互応援協定書	県内市町村	1996 (H8) 4. 1	自治体	危機管理課
3	姉妹都市災害時相互 支援協定書	滑川市	1995 (H7).7.24	自治体	危機管理課
4	姉妹都市災害時相互 応援に関する協定書	中津川市 大磯町	2005 (H17) . 11. 15 2005 (H17) . 11. 15	自治体 自治体	危機管理課
5	災害時の医療救護活 動に関する協定書	一般社団法人小諸北 佐久医師会 北佐久歯科医師会	2019 (H31).1.25	民間(協 会)	健康づくり課
6	災害時の医療救護活 動及び医薬品等の供 給に関する協定書	一般社団法人小諸北 佐久薬剤師会	2019 (H31).1.25	民間(協 会)	健康づくり課
7	災害時における郵便 局と小諸市の協力に 関する協定書	市内郵便局	1997 (H9) . 2. 27	民間	危機管理課
8	災害時の応急措置に 関する協定書	小諸市水道工事協会	2012 (H24).5.28	民間(協 会)	上水道課
9	長野県水道協議会水 道施設災害等相互応 援要綱	長野県水道協議会会 員	1984 (S59) . 11. 8	自治体、 組合	上水道課
10	災害時における応急 生活物資供給等の協 力に関する協定書	生活協同組合コープ ながの	2003 (H15).11.1	民間	商工観光課 (締結は危 機管理課)
11	災害時における飲料 水の提供に関する協 定書	北陸コカ・コーラボ トリング株式会社	2009 (H21).7.27	民間	文化センタ 一 (大本の協定 は危機管理 課)
12	災害時における食料 品等災害関連物資の 供給協力に関する協 定	株式会社ツルヤ	2013 (H25).8.20	民間	危機管理課
13	災害時における飲料 水の提供に関する協 定書	株式会社伊藤園	2013 (H25).8.23	民間	危機管理課
14	災害時の緊急放送に 関する協定書	株式会社コミュニティテレビこもろ	2007 (H19). 12. 12	民間	危機管理課
15	災害時における応急 危険度判定等の協力 に関する協定書	社団法人長野県建築 士会佐久支部	2008 (H20).5.21	民間(協 会)	危機管理課
16	災害時等における介	小諸市内で高齢者施	2009 (H21).2.19	民間	高齢福祉課

	護保険事業者等と行	設を運営する14法人	2014 (H26). 12. 12		
	政との相互協力に関	M. C. C. D. ITIMAN	*地域防災計画		
	する協定書				
	高齢福祉課へ確認				
	上水道施設災害発生	株式会社アクティオ	2007 (H19). 12. 20	民間	
17	時等緊急時の発電機	長野工機(株)	2007 (H19). 12. 20	民間	上水道課
	等のレンタル機材の 貸借に関する協定	株式会社上田技研	2007 (H19). 12. 20	民間	
	上水道施設災害発生	株式会社佐久電気	2007 (H19). 12. 20	民間	
18	時等緊急時の発電機 等のレンタル機材の	中川電気工業株式会 社	2007 (H19). 12. 20	民間	上水道課
	接続等に関する協定	佐々木保守管理	2007 (H19). 12. 20	民間	
19	災害時の情報交換に 関する協定	国土交通省関東地方 整備局 国土交通省北陸地方 整備局	2012 (H24).4.2	围	危機管理課
20	災害時におけるLP ガスの供給等に関す る協定書	長野LP協会佐久支 部 一般社団法人長野県 LPガス協会	2014 (H26).3.24	民間 (協 会)	危機管理課 連絡担当: 消防課
21	災害時における石油 類燃料の供給等に関 する協定書	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合 佐久支部	2014 (H26). 12. 15	民間(協会)	危機管理課
22	災害時の応急措置に 関する協定書	小諸市建設協議会 (事業協同組合小諸 市建設業協会は存在 しない。)	2003 (H15).7.29	民間(協会)	危機管理課
23	災害時における生活 物資の供給協力に関 する協定	株式会社カインズ	2015 (H27). 4. 17	民間	危機管理課
24	災害に係る情報発信 等に関する協定	ヤフー株式会社	2015 (H27).11.6	民間	危機管理課
25	災害時における交通 及び地域安全の確保 等に係る業務に関す る協定	一般社団法人長野県 警備業協会	2016 (H28).1.26	民間 (協 会)	危機管理課
26	災害時における臨時 災害放送局開設運用 の支援に関する協定 書	日本ケーブルテレビ 連盟信越支部	2017 (H29).7.31	民間 (協 会)	危機管理課
27	災害時における資機 材レンタルの協力に 関する協定書	一般社団法人日本建 設機械レンタル協会 長野支部	2017 (H29). 10. 20	民間(協 会)	危機管理課
28	災害時における地図 製品等の供給等に関 する協定書	株式会社ゼンリン	2017 (H29). 10. 20	民間	危機管理課
29	特設公衆電話の設 置・利用に関する覚 書	東日本電信電話株式 会社	2015 (H27) . 4. 21	民間	危機管理課
30	小諸市と中部電力株	中部電力株式会社佐	2018 (H30).3.16	民間	危機管理課

	- ト ヘ 打 	P 77.76=L			
	式会社佐久営業所の	久営業所			
	災害時における相互				
	協力に関する協定				
31	災害時における避難 施設としての使用に	株式会社大栄製作	 2019 (R 元) . 7. 12	自治体·	危機管理課
01	関する協定	所・石峠区長		民間	
	災害時における物資	公益社団法人長野県		民間(協	
32	の緊急・救援輸送、保	トラック協会佐久地	2019 (R 元) . 8. 2	会)	危機管理課
	管等に関する協定書 災害時等における放	区輸送協議会 株式会社エフエム佐			
33	送に関する協定	人平	2020 (R2) . 3. 13	民間	危機管理課
	下水道管路施設 災	↑ ★ 払 国 汝 ↓ □ ★ ▼		早期 / 协	
34	害時における復旧支	公益社団法人日本下 水道管路管理業協会	2020 (R2) . 3. 10	民間(協会)	下水道課
	援協力に関する協定			五)	
35	災害時等における放	株式会社エフエムと	2020 (R2) . 3. 23	民間	危機管理課
	送に関する協定 災害時における相互	うみ 東日本電信電話株式			
36	協力に関する協定	会社	2020 (R2) . 6. 18	民間	危機管理課
37	災害時における被災	長野県行政書士会佐	2020 (R2) . 11. 13	民間	危機管理課
	者支援に関する協定	久支部	2020 (112) : 11: 10	POIN	
	災害等緊急時におけ	ピースウインズ・jジ			
38	る支援協力に関する	ヤパン(PWJ) (性会社登刊活動社	2020 (R2) . 12. 17	民間	危機管理課
	協定	(特定非営利活動法 人)			
	災害時における宿泊				
39	施設の提供等に関す	小諸ホテル旅館業組	2021 (R3) . 4. 26	民間(組	危機管理課
	る協定	合	` ,	合)	,,
40	災害時相互支援等に	青木村	2021 (R3) . 6. 17	自治体	危機管理課
	関する協定書 上水道緊急時の給水	1471 14			701201.11
41	相互支援協定書	東御市	2009 (H21) . 3. 25	自治体	上水道課
	大規模災害時におけ	長野県建設業協会佐			
42	る応急対策業務に関	人支部	2022 (R4) . 2. 10	民間	危機管理課
	する協定	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
40	災害時及び感染症発	長野県ペストコント	0000 (D4) 0 05	日間	人而無
43	生時における防疫業 務に関する協定書	ロール協会	2022 (R4) . 2. 25	民間	企画課
	務に関する協定者 災害時における相談				
44	業務に関する協定書	長野県弁護士会	2022 (R4) . 7. 22	民間	危機管理課
	災害ボランティアセ	社会福祉法人小諸市			危機管理課
45	ンターの設置・運営	社会福祉法人小諸市	2022 (R4) .11.4	民間	ル機官埋課 市民課
	等に関する協定書				111 区就
	災害時におけるし尿	浅麓工業企業組合			
46	等の収集運搬の協力	長野県環境整備事業	2012 (H24) . 11. 8	民間	生活環境課
	に関する協定書	協同組合			
4.7	災害時における避難	ᆠᄽᅔᅮᄴᄼᄴᄱ	0000 (DE) 3 1		危機管理課
47	所ごみの対応支援に	浅麓工業企業組合	2023 (R5) . 6. 1	民間	生活環境課
	関する協定				

第6条例 要綱等

6-1 小諸市国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例

小諸市国民保護対策本部及び小諸市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日 条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年 法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に より、小諸市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び小諸市緊急対処事 態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部長等の職務)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部 の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に 応じ、国民保護対策本部長の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 国民保護現地対策本部は、本部長の命を受けて、現地対策本部の事務を掌理する。 (補則)
- 第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。 (準用)
- 第7条 第2条から前条までの規定は、小諸市緊急対処事態対策本部について準用する。 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

6-2 小諸市国民保護協議会条例

小諸市国民保護協議会条例

平成18年3月28日 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年 法律第112号。)第40条第8項の規定により、小諸市国民保護協議会(以下「協議会」とい う。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(部会)

- 第5条 協議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

6-3 小諸市国民保護協議会委員

小諸市国民保護協議会会長 小諸市長

番号	Ý	去第40条の種別	委員役職名		
1	第1号委員	小諸市の区域を管轄する指 定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所所長		
2	第2号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第 13 普通科連隊 第 2 中隊長		
3			長野県佐久地域振興局局長		
4	第3号委員	 小諸市の属する県の職員	長野県佐久建設事務所長		
5	· 分分分員	小曜川の属する紫の楓貝	佐久保健福祉事務所長		
6			小諸警察署長		
7	第4号委員	小諸市の副市長	小諸市副市長		
8		小諸市の教育委員会の教育 長	小諸市教育長		
9	第5号委員	 小諸市の区域を管轄する消 防長又はその指名する消防	小諸市消防団長		
10		吏員	佐久広域連合小諸消防署長		
11			小諸市総務部長		
12			小諸市市民生活部長		
13			小諸市保健福祉部長		
14	第6号委員	小諸市の職員	小諸市産業振興部長		
15			小諸市建設水道部長		
16			小諸市教育次長		
17			小諸市議会事務局長		

18			(㈱コミュニティテレビこもろ 取締役統括部長
19			中部電力パワーグリッド(株) 佐久営業所長
20			長野都市ガス (㈱東信支店支店長
21	第7号委員		(社) 長野県LPガス協会 佐久支部小諸地区長
22			小諸市建設業協会理事
23		小諸市の区域において業務 を行う指定公共機関又は指	小諸北佐久医師会会長
24		定地方公共機関の役員又は職員	日本郵便㈱ 小諸郵便局長
25			しなの鉄道 (㈱小諸駅長
26			千曲バス(株) 小諸営業所長
27			佐久地区輸送協議会会長
28			東日本電信電話㈱ 長野支店災害対策室長
29			ジェイアールバス関東㈱ 小諸支店長
30			小諸市議会議長
31	第8号委員	国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する	小諸市区長会長
32	知 O 万安貝	関し知識又は経験を有する 者	小諸市社会福祉協議会長
33			小諸市赤十字奉仕団委員長

第7 省令・告示等

7-1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会 及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

> 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報 の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

> > (平成17年3月28日 総務省令第44号)

(最終改正 平成27年9月16日 総務省令第76号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場

合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の 規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住 所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険 証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又は これに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であ ることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得な い理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書き の場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又 は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本 人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必 要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住 民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別そ の他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただ し、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その 他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日総務省令第五〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定 及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定 の施行の日(平成二十八年一月一日) から施行する。

(経過措置)

第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並 びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項 7-2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日 内閣府告示第229号)

(最終改正 令和4年3月31日 内閣府告示第 38号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。 (救援の程度及び方法)

- 第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十 九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難 な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。 (収容施設の供与)
- 第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲 げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条 第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受け るおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を 利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施するこ

と。

- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百三十円(冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- 二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住 宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の 収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百三十円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、 居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びそ の設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- へ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十 七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災

害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

- 第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 炊き出しその他による食品の給与
 - イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び 避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は 武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであるこ と。
 - ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
 - ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百八十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に 対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に 必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地 域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

- 第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必 需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであるこ と。
 - 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - 口 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - 二 光熱材料
 - 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に 掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間 をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六 人以上一人を 増すごとに加 算する額
夏季	一万八千七百 円		円	円	五万三千九百 円	七十八日円
冬季	三万千円	四万百円	五万五千八百 円	六万五千三百 円	八万二千二百 円	一万千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的 に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若 しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭 和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあ

ん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む)を行うことができること。

- ハ 次の範囲内において行うこと。
- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- 二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うもの であること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助 産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

- 第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより 行うこととする。
 - 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
 - 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

- 第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
 - 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
 - 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九百 円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

- 第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところ により行うこととする。
 - 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
 - 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第 一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うも のであること。
 - 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借 上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費と すること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

- 第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅 の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - イ ロに掲げる世帯以外の世帯 六十五万五千円
- ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十一万八千円 (学用品の給与)
- 第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号 に定めるところにより行うこととする。
 - 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障 のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同 じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
 - 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - 口 文房具
 - ハ 通学用品
 - 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- ロ 文房具費及び通学用品費
- (1) 小学校児童 一人当たり 四千七百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 五千円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千五百円
- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続し

ている場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。 (死体の捜索及び処理)

- 第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、 次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 死体の捜索
 - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、 武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡してい ると推定される者に対して行うものであること。
 - ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又 は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
 - 二 死体の処理
 - イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。
 - ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
 - ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
 - ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
 - (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を

及ぼしているものの除去)

- 第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
 - 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった 後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているた め一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去 することができない者に対して行うものであること。
 - 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、 器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万八千三 百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

- 第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のため の輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。
 - 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
 - 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

改正文 (平成二六年三月三一日内閣府告示第二〇号) 抄 平成二十六年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月三一日内閣府告示第四五号) 抄 平成二十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三一日内閣府告示第一一三号) 抄

平成二十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二九年三月三一日内閣府告示第五三四号) 抄 平成二十九年四月一日から適用する。

改正文 (平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五二号) 抄 平成三十年四月一日から適用する。

改正文 (令和元年九月三〇日内閣府告示第九〇号) 抄 令和元年十月一日から適用する。

改正文 (令和四年三月三一日内閣府告示第三八号) 抄 令和四年四月一日から適用する。

7-3 火災・災害等即報要領

火災·災害等即報要領

(昭和59年10月15日 消防災第267号)

(最終改正 令和3年5月20日 消防応第 29号)

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告 取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け 消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付け消防救第158号)」の定めると ころによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域

の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合(災害が発生するおそれが著しく 大きい場合を含む。以下同じ。)には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属 する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防 庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に 対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式報告手続

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速 性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存 資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)によ る報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の

送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、 原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(特定の事故を除く。)については第1号様式、特定の事故については第2 号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等 即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に 求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体 (応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高 所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況 等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等 (テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュース にて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの
- 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な 火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集 に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について 積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を 行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁 に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、 都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、 市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

- 1 火災等即報
- (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれが ある場合を含む。)等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用 者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10~クタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示)
 - ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の 火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災((ア)以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を 貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石 油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害 を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故 エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の 漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の 漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。
- 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)に ついて報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した 救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
- 3 武力攻擊災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力 攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物 質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)に ついて報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であって も、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害 を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

才 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するお それがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2) のアの(ウ) に同じ。

- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

- イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は 周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当する

もの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の 避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
- 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

- 4 災害即報
- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並 びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成

- c 気象条件
- d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況 (火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等) ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (略)

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名 (表頭) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を〇で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項に おいて「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該 地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあっては、「レ イアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第 二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を 記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である 場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急 対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による 応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ョウ素剤服用の状況を記 入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められてい る場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (略)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

- 3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)
- (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

- (3) 死傷者等
 - ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
 - イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ 救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の 状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対 策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果 (剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)不審物(爆発物)の有無立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式 (略)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火 災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

- (イ) 災害種別概況
 - a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土 石流等の概況
 - b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
 - c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
 - d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
 - e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下 「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入す ること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合 には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。
- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他 の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、 警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。な お、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告する こと。

第4号様式(その1) (略)

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における 断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し 等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を 記入すること。

第4号様式(その2) (略)

7-4 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について の基本的な考え方について

(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 及び農 林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第1 6条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下 「危険動物」という。)等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並び に関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじ め整備すること。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養 又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関 及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備する こと。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を 行うためにケージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組(関係する企業 等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等)を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配 慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の 実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合に は、迅速な救援活動等を行うこと。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養 又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うと ともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を 図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の 飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物 等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする

7-5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン (平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第157条及び第158条に規定する事務を円滑に 実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等(国民保護法第157条第1項の特殊信号及 び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。)及び特殊標章等(国民保護 法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付又は使用の許可(以下 「交付等」という。)に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

- 2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等
 - (1) 交付等の対象者
 - ・許可権者(指定行政機関の長及び都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。
 - ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
 - (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
 - (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)である医療関係者(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。)
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である 指定公共機関
 - (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等)を行う者
 - ② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の 医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行 う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力 の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要 な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定 地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。) において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等)を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される 場所及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字 標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等)を行う者(以下(イ)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまが ないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することがで

きる。

- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の 様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理 を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度 に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることがで きる ものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければ ならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

- ① 赤十字等の標章
- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤 (CMYK値: C-0, M-100, Y-100, K-0、RG B値: #FF0000) を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

「図1]



・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から (特に空から) 識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地 形

に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。

- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯 し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の 下途りの上に途ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章 を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。)附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第2条の規定も踏まえ、 次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約(以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。)及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、救援を行う△△(医療機関)の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。

(いずれも印刷されたもので差し支えない。)

- (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、 有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行 う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合に あっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することと する。
- (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型 (A B O 式及びR h 式) が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分 証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分 証 明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等 とし て医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章 を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付 等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療 関係者等が 行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行 う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
 - ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸 与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら 医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。

・国 [内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等] は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うもの とする。
- ・国 [内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁] は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。)の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。)は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。
- ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民 保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を する者
 - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県の職員(③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (4) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする 者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助に ついて協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員(当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に 定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (4) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (4) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うも の
 - (4) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
 - 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置 に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等 については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者(当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。)又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまが

ないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式 の例は、別紙の様式 2 のとおりとする。)の作成など交付等した特殊標章等の管理を 行う ものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚 損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるも のとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならな い。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものと する。なお、そのひな形は図2のとおりである。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、 オレンジ色とすること。
- (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色(CMYK値: C-0, M36, Y-100, K-0、RGB値: #FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(CM YK値: C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値: #0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は 照明することができるものとすることが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。

なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

- (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。 (いずれも印刷されたもので差し支えない。)
- (1) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行

う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案 し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当 する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型 (A B O式及びR h 式) が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされて いることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国 民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章 等を使用するよう努めるものとする。
- ・国 [内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等] は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、 武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじ め必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うもの とする。
- ・国 [内閣官房、外務省、消防庁] は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な 措 置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

第8 様式集

8-1 安否情報関係

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

	記入日時	(年	月	日	時	分)
①氏 名							
②フリガナ							
③出生の年月日				年	月	月	
④男女の別			男		女		
⑤住所 (郵便番号を含む)							
⑥国籍		日本	その	の他()	
⑦その他個人を識別するための情報							
⑧負傷(疾病)の該当		負	傷	非	該当		
⑨負傷又は疾病の状況							
⑩現在の居所							
①連絡先その他必要情報							
②親族・同居人からの照会があれば、①~⑪を回							
答する予定ですが、回答を希望しない場合は、(口	答を希	望しない	1		
で囲んでください。							
□知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予							
定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで	で	口	答を希	望しない	1		
ください。							
■①~⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照	7		同意	意する			
会に対する回答又は公表することについて、							
同意するかどうか○で囲んでください。			同意	しない			

※備考

- (注1) 本収集は、国民保護法第 94 条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫〜⑭の意向に沿って同法第 95 条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

①氏 名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他の必要情報	
⑪①~⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照	同意する
会に対する回答又は公表することについて、同	
意するかどうか○で囲んでください。	同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

①の同意回答者名	連絡先	
同意回答者住所		続柄

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

記入日時(年月日時分)市町村名:小諸市 担当者名:

①氏 名	②フリガナ	③出生の年 月日	④男女 の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人を 識別するた めの情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先そ の他必要 情報	②親族・同居者への回答の希望	^③ 知人への回 答の希望	④親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入する こと。
- 5 ⑫〜⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

(長野	総務大臣 予県知事) 様 小諸市長)		年 月 日
		申請者	
		住所 (居所)	
		氏 名	
		p攻撃事態等における国民の保護のための措置 情報の照会をします。	に関する法律第95条第
(○を ③の場	一る理由 と付けて下さい。 場合理由の記入をお します。	① 被照会者の親族又は同居人であるため。② 被照会者の知人(友人、職場関係者及め。③ その他(
,,,,,	備考		,
被照	氏 名		
会	フリガナ		
者 を	出生の年月		
特 定	男女の別		
す	住 所		
るた	国 籍	日本その他()
めに必要な事項	その他個人を識別 するための情 報		
*	申請者の確認		
*	備考		
= + 1	この田がのしまとい	ロオ丁类坦牧 Λ / レーオオ	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は、元号表記によりお願いします。
 - 4 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

年	月	日
---	---	---

様

総務大臣 (長野県知事) (小諸市長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住	E民に該当するか否かの別			
	文撃災害により死亡し又は負傷し そに該当するか否かの別			
	氏 名			
	フリガナ			
	出生の年月			
	男女の別			
被照	住 所			
会者	国 籍	日本	その他()
	その他個人を識別する ための情報			
	現在の居所			
	負傷又は疾病の状況			
	連絡先その他の必要情報			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は、元号表記によりお願いします。
 - 4 武力攻撃災害により、死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

8-2 火災・災害等即報要領に定める報告

消防庁受信者氏名

第1号様式(火災)

				第		報
報告日時	年	月	日	時	分	
都道府県						
 市町村						
(消防本部名)						
報告者名						

※ 爆発を除く。

※ 爆発を除	< 。		
火災種別	1 建物 2 林野 3	車両 4 船舶	5 航空機 6 その他
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用 途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理由	
建物の概要	構造 階層	建築面和 延べ面和	• •
焼損程度	全焼 焼損 増 棟数 部分焼 棟 ぼ や 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 ha
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 台 消防団 台 その他 台	人	
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する こと。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告す れば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

【 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

				第		報
報告日時	年	月	日	時	分	
都道府県						
市町村 (消防本部名)						
報告者名						

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏え	い 4 その他 ()	
発生場所			
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一 種、第二種、その他
発生日時	月日時分	発見日時	月 日 時 分
(覚知日時)	(月日時分)	鎮圧日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 7 その他 ()		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施記	改 高圧ガス 4その他()
施設の概要		危険物施設の 区分	
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人(重 症 人(中等症 人(軽 症 人(人) 人) 人) 人)
		出場機関 出場機関 人員	出場資機材
		事 自衛防災組織 人	
消防防災活 消防防災活		業 共同防災組織 人 所 その他 人	
動状況及び 緊急・救助	警戒区域の設定	消防本部(署) 台 人	
活動状況	音成区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令	消防団 台	
	月日時分	海上保安庁 人	
		自衛隊人	
 災害対策本部		その他 人	
等の設置状況			
その他参考事項			

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する こと。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告す れば足りること。)

tata.	f
第	報
些	\
'A J	+12

消防庁受信者氏名	

				/ I V		1 1
報告日時	年	月	日	時	分	
都道府県						
市町村 (消防本部名)						
報告者名						

		<u> </u>
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 4 緊急対処事態における災害	3 武力攻擊災害
発生場所		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法
事故等の概要		
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 人	負傷者等 人 (人) 人) (重 症 人 (人)
光場有等	不明 人	中等症 人(人) 軽症 人(人)
救助活動の要否		
要救護者数 (見込)		救助人員
消防活動状況	消防本部(署) 台 消防団 台 その他 台	人 人 人
救急・救助 活動状況		
災害対策本部等 の設置状況		
その他参考事項		

⁽注)負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

⁽注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する こと。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4	号様式	(その	1))
	(災急	통概 況速	報)	

			報告日時	牛	月	Ħ	時	分
消防庁受信者氏名			都道府県					
災害名	(第	報)	市町村 (消防本部名)					
			報告者名					

	発生	場所			多	ě生日F	诗		年	三月	日	時	分
災害の概況													
	死傷者	死 者	人	不 明	人	住	V-1	全壊	棟		部破場	喪	棟
	者	負傷者	人	計	人	家	211	半壊	棟	床_	上浸力	k	棟
被害の状況				並 府県)									
	災害				市町村	†)							
応急対策の状況							,						

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する こと。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告す れば足りること。)

第4号様式 (その2) (被害状況即報)

都i	道府県					区	分		被	害		区分		被害				
,,,		災害名					モ・埋没	ha			公	立文教施設	千円			鵞		
災	害名		kaka	40		田田冠		ha			農林	水産業施設	千円			都道府県		
±n 4	+ v. u		第	報		流光	モ・埋没	ha			公	共土木施設	千円		災等			
辛拉 行	告番号	(月	日 時現在)		畑冠	水	ha			その	他の公共施設	千円		一善の対設	,		
±n.	+ +					学	校	箇所				小 計	千円		災害対策本部			
辛拉 行	告者名					病	院	箇所			公共店	正 設被害市町村数	団体		部況	市町		
	区	分		被害		道	路	箇所				農産被害	千円			村		
	死者	<u> </u>	人			橋り	よう	箇所				林産被害	千円					
人	うち災	《害関連死	人		そ	河	Ш	箇所			7	畜産被害	千円					
人的被害	行方不同	明者	人			港	湾	箇所			そ	水産被害	千円		災適	i		
害	重 軽	傷	人			砂	防	箇所			\mathcal{O}	商工被害	千円		災害救助法			
	者軽	傷	人		Ø	清掃	施設	箇所			他				別 別 町	-	計	団体
			棟		V	崖く	ずれ	箇所			,				法村	-		
	全	壊	世帯			鉄道	不通	箇所							名			
			人			被害	船舶	隻				その他	千円					
住			棟		他	水	道	戸			:	被害総額	千円	119番通報件	数			件
	半	壊	世帯			電	話	回線			災害							
			人			電	気	戸			害の							
家			棟			ガ	ス	戸			- 概況							
	一部破	 技損	世帯			ブロッ	ク塀等	箇所			況							
被			人															
			棟									PHF 3-L-4PT/1		肖防団、消防防災ヘリコ: 己入すること。)	プター、消防	組織法第3	9条に基づく応援?	肖防本部等について、その出動規
4	床上浸	是水	世帯								広	防活						
音	害人人										急	消防機関等の機関等の						
			棟			り災世帯	持数	世帯			応急対策	等 況 の						
	床下浸	是水	世帯			り災者		人			\mathcal{O}					-		
			人		火災	建	物	件			状況	自衛隊の災害	『派遣			その	他	
非住家	公共建		棟		火災発生	危险		件			174							
蒙	その	他	棟		土	その	つ他	件										

^{※1} 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。